

ごみの適正処理にご協力をお願いします

ごみの分別にご協力ください



事業者が排出するごみは、一般家庭での分別と異なり、産業廃棄物と一般廃棄物とに分別しなければなりません。

金属や廃プラスチック類などは産業廃棄物ですので、一般廃棄物処理する清掃工場には搬入できません。

清掃工場に搬入されるごみには、産業廃棄物などの清掃工場での処理に適さないごみ（不適正ごみ）が混ざっています。

不適正ごみの搬入によって焼却炉の設備故障や停止が発生すると、ごみ処理に影響を及ぼし、さらに環境にも影響を及ぼすおそれもあります。

※ 裏面を参照してください。

受入基準に違反するごみは持ち込まないでください



清掃工場では搬入物検査を行っており、受入基準を守らない不適正ごみは持ち帰っていただいています。

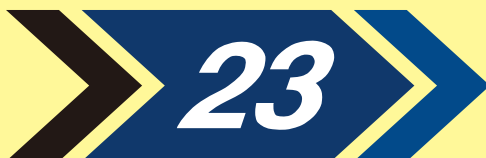
水銀の搬入は絶対に許しません



23区内の清掃工場では、水銀が混入したごみが原因で焼却炉が停止する事態が発生しています。

このような原因で焼却炉が停止すると、復旧に多くの期間と費用がかかるだけでなく、より遠くの清掃工場にごみを運搬しなければならないなど、23区全域の清掃事業に重大な影響を及ぼします。

水銀が混入したごみは、清掃工場には絶対に搬入しないでください。



清掃工場に 搬入できないごみ

清掃工場では、つぎのものは搬入できません。

有害性のもの・危険性のあるもの・液状のもの・粉末状または顆粒状で飛散するおそれのあるもの・水分を多量に含んだもの・処理可能な寸法を超えるもの・産業廃棄物など

※ 一辺の長さが50 cmを超えるものは、焼却炉の詰りの原因となるため、受入れません。

下の写真は、実際に清掃工場に搬入されたものです。

事業者の皆様は、法令を順守して、適正な搬入をお願いします。

清掃工場に搬入可能なごみの基準は清掃一組ホームページにも掲載しています。
<http://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/>

産業廃棄物



びん・かん



スプレー缶



ペットボトル



金網等の金属類



プラカップ



布団・毛布（化繊のもの：天然繊維であっても処理可能な寸法を超えているため不可です）



ビニール・プラスチック製の梱包材・緩衝剤



発泡スチロール



トレイ



ビニール傘



陶磁器類



家電類

その他



処理可能な寸法を超えた板類



処理可能な寸法を超えた枝



ロール状のもの（素材が紙でも不可です）



土（廃棄物ではありません）